



この事故により、当該運転者が病院に搬送されたが、解離性胸部大動脈瘤破裂で死亡、乗客にケガはなかった。

#### (2) 貸切バスの車両火災

2月7日(金)午後5時頃、兵庫県の中国自動車道において、大阪府に営業所を置く貸切バスが乗客38名を乗せて運行中、乗降口付近から発煙があった。

この火災による、負傷者はいない。

事故当時、当該貸切バスの乗降口付近から発煙しているのが確認されたため、当該貸切バスの運転者が車内の消火器により消火した模様。

#### (3) 貸切バスが路外に転落した事故

2月10日(月)午前3時30分頃、北海道において、道内に営業所を置く貸切バスが回送運行中、路外に転落した。

この事故による、負傷者はいない。

事故当時、当該貸切バスが走行中にスリップして対向車線側にはみだし、落差2メートル程度の路外に転落後、電柱へ衝突して停止した模様。

#### (4) タクシーが池に転落した事故

2月9日(日)午前8時45分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路脇の池に転落した。

この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。

事故現場は、当該タクシーから見て右へ緩やかにカーブしている片側1車線の上り坂で、事故当時、路面は凍結しており、当該タクシーはスリップして対向車線側の縁石を乗り越え、道路から水面まで1メートル程度の池に転落した模様。

#### (5) トラックの酒気帯び運転事故

2月6日(木)午前0時50分頃、広島県において、山口県に営業所を置くトラックが軽自動車に追突した。

この事故により、当該軽自動車の乗員2名が軽傷を負った。

事故当時、当該トラックの運転者からアルコールが検出され、道路交通法違反(酒気帯び運転)で逮捕された模様。

#### (6) 大型トレーラがトラックに追突した事故

2月11日(火)午前10時40分頃、愛知県の伊勢湾岸自動車道において、静岡県に営業所を置く大型トレーラが走行中、路側帯に停車していたトラックに追突し、その弾みで前方に停車していた乗用車に追突した。

この事故により、当該トラックの運転者と当該乗用車の運転者の計2名が死亡、乗用車の乗員2名が軽傷を負った。

事故当時、当該トラックは、当該乗用車のパンクを修理するため、路肩に停車していたところ、当該大型トレーラが停車している車両に気付くのが遅れ追突した模様。

当該トラックの運転者と当該乗用車の運転者は車外に出ており、軽傷を負った2名は当該乗用車の車内にいた模様。



**【2. 臨時運行管理者試験実施のお知らせ！】**

今般、貨物自動車運送事業安全規則（平成25年3月）及び旅客自動車運送事業者運輸規則（平成25年8月）が改正されたことに伴い、運行管理者資格者に関する需要が一時的に増加する見通しであることから、平成26年5月18日（日）に臨時運行管理者試験を実施することとなりましたのでお知らせします。

臨時運行管理者試験の概要については、公示ポスター又は（公財）運行管理者試験センターのホームページをご覧ください。

→ <http://www.unkan.or.jp/>



**【3. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】**

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html)



#### 【4. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は10月1日から施行、新処分基準は11月1日から施行されます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>



#### 【5. 大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！ （関東運輸局がプレスリリース）】

トラックの死亡事故については、過去に大型トラックの左折事故が社会問題となり左折巻き込み防止装置対策などの車両安全対策が施されてきましたが、今般、関東運輸局管内における平成24年に発生した事業用自動車の事故状況について分析を行ったところ、依然として大型トラックが左折時に自転車や歩行者を巻き込む死亡事故が多数発生していることが判明しました。

当該事故について事故要因調査を行ったところ、年数の経過とともに事業者や運転者の左折時における危険認識が薄れてきており、また、運転者席からの視界を確保するために左扉の下部に設けられた窓を棚等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。

このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導するとともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。

→ [http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs\\_p131218.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf)



## 【6. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について】

平成25年7月5日

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）では、旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。

具体的には、平成25年7月1日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客31名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客3名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成25年7月4日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客8名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客1名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者1名が死亡、交替運転者1名及び乗客14名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

### 記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理







【10. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思えます。今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03manual/index.html>

〔掲載マニュアル一覧〕

- ・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月：SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/ankenplan2009/faq.html> ）

【参考】

\*自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

\*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時



は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。  
皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコール  
をしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )
- ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960  
(平日 9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策  
の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環  
境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路  
運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点  
検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

